

# 第2期小金井市保健福祉総合計画

## 概要版

I 地域福祉計画	1
II 健康増進計画（第2次）	10
III 障害者計画・第5期障害福祉計画	16
IV 第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	31

平成30年3月  
小金井市



# I 地域福祉計画

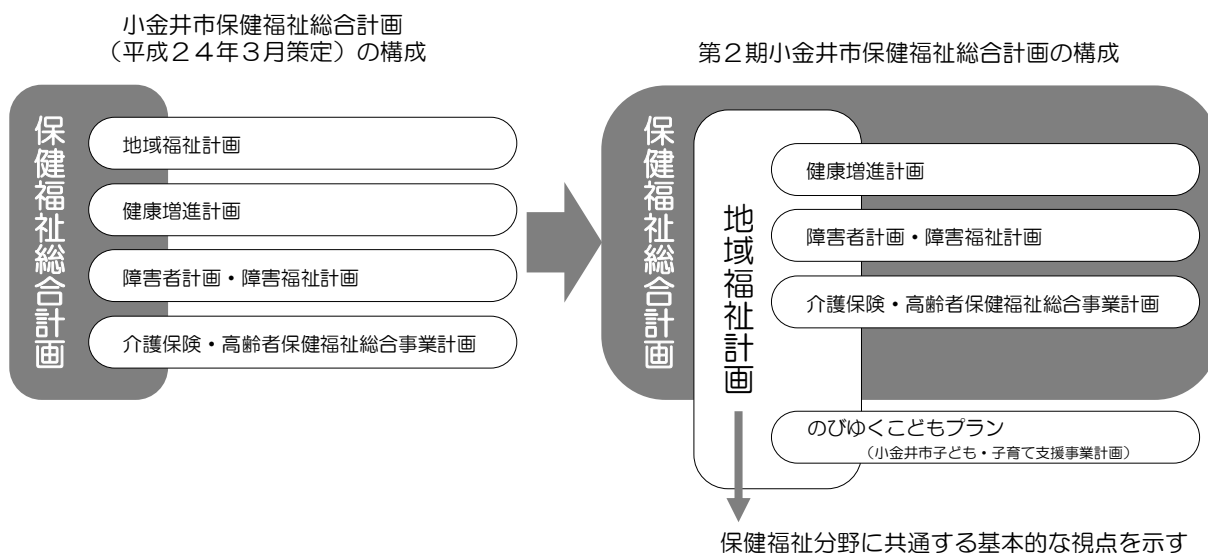
## 1 計画の位置づけと目的

### (1) 保健福祉総合計画および地域福祉計画の位置づけについて

本市が平成24年3月に策定した小金井市保健福祉総合計画では、保健福祉総合計画の下に、地域福祉計画とその他の3分野の計画が並列に位置づけられていますが、平成29年6月の社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す計画と位置づけます。

また、地域福祉計画は、本市の子どもと子育て家庭を支援するための施策を示す「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「のびゆくこどもプラン 小金井」という。）における基本的な視点や理念を示す計画としても位置づけます。なお、「のびゆくこどもプラン 小金井」については、計画期間を平成31年度までとして策定しています。

「第2期小金井市保健福祉総合計画」の名称は、地域福祉計画、健康増進計画（第2次）、障害者計画・第5期障害福祉計画、第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画書の名称として位置付けます。



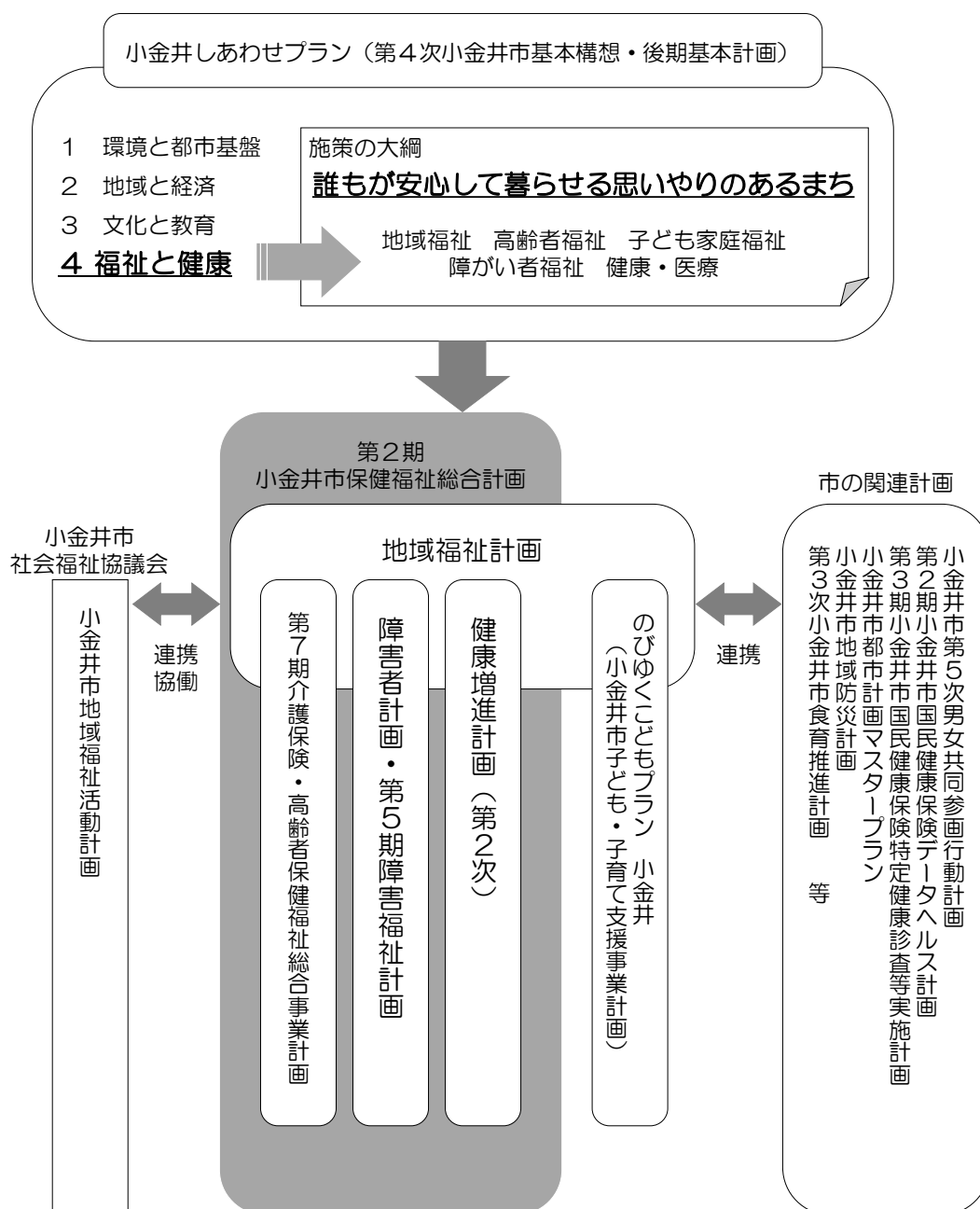
### (2) 計画策定の目的

小金井市地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、保健福祉分野の各計画を横断的につなぎ、市の保健福祉を推進する上で、共通する基本的な考え方を示すために策定します。

## 2 他の計画との関係

本計画は、「小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・基本計画）」（以下「小金井しあわせプラン」という。）に基づく計画であり、福祉と健康分野の施策の大綱「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の理念を実現するため、保健福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画です。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進をめざします。



### 3 計画策定体制

第2期小金井市保健福祉総合計画の策定に当たり、平成28年度より「小金井市保健福祉総合計画策定委員会」を設置し、学識経験者、福祉関係者および一般市民の方と共に、計画づくりを行いました。また、健康増進、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野については、それぞれに専門部会を設け、分野ごとの検討を進めました。

さらに、市民、市内の民間事業者、市民活動団体等を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

### 4 計画の期間

第2期小金井市保健福祉総合計画に包含する計画のうち、地域福祉計画および健康増進計画は平成30年度から35年度までの6年間、障害福祉計画および介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画は平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とします。

今後の6年間で、「小金井しあわせプラン」の改定と数年の差が生じる期間が発生しますが、「小金井しあわせプラン」が改定された時点で、第2期小金井市保健福祉総合計画の内容も再検討するなど、上位計画と齟齬（そご）が生じないように配慮します。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

年度 年	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
小金井しあわせプラン 基本構想・基本計画	第4次前期				第4次後期				第5次前期			
					【見直し期間】						【見直し期間】	
保健福祉総合計画	5年					延伸	6年					
地域福祉計画	5年					延伸	6年					
健康増進計画・	5年					延伸	6年					
障害者計画・	5年					延伸	6年					
障害福祉計画	3年			3年			3年			3年		
介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画	3年			3年			3年			3年		

## 5 計画の理念

小金井市保健福祉総合計画で掲げる基本理念「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」は、「小金井しあわせプラン」における福祉と健康分野の施策の大綱です。「小金井しあわせプラン」の計画期間は平成32年度までとなっているため、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

また、基本理念を補完する4つの理念についても、本計画において継承することとします。

### 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

#### ●人間性の尊重

人は、すべて生まれながらにして尊厳ある存在であり、その人権が最大限に尊重されるとともに、また、障がいのある人も、高齢者も子どももみんなが地域社会を支えている大事な一員であるというノーマライゼーションの理念を定着させます。

#### ●自主・自立の確保

すべての市民が、自主的な自己の意志に基づき、その能力に応じた自立的な生活が保持されるとともに、自己実現を図ることによって、有意義な生涯を送れるよう努めます。

#### ●参加・連帯と共生

公私が協働するとともに、市民がお互いにそれぞれの生活や考え方を大切にしながら、主体的に社会参加し、連帯と支え合いのもとに共に生きる地域社会を形成します。

#### ●生活の質の向上

すべての市民が、平和のもとに健康で、安心感や豊かさ、生きがいやゆとりを感じとれるような「生活の質」の維持・向上を図ります。

## 6 基本目標

### 1 福祉のまちづくり

- ・高齢者、障がいのある人、乳幼児連れの人、外国人などを含めた全ての人が安全に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため、公共施設をはじめとした、まちや情報のバリアフリーを進めます。
- ・災害時に要支援者を地域で支え合えあう仕組みづくりを進めます。
- ・全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、高齢者や障がいのある人とのふれあいを促進し、共に学ぶ機会を設けていきます。
- ・病気や障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を守り、地域で暮らし続けられるよう、権利擁護事業の推進を図ります。
- ・福祉サービスに係る積極的な情報発信とサービスの質の適正化を図ります。

### 2 包括的支援体制の構築

- ・地域生活課題の多様化に合わせ、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人、関係機関など既存の地域資源の連携を進め、自助、共助、公助を柔軟に組み合わせて提供し、地域での生活を支える仕組みづくりを推進します。
- ・各分野で設置されている既存の相談窓口のネットワーク化や複数のサービスを合わせて一体的に提供できる福祉サービスの運用の弾力化を進めます。
- ・複合化した地域生活課題に対し、適切な支援が受けられるよう、コーディネート機能の強化を図ります。
- ・発見した地域生活課題や地域で受けた相談を適切な支援につなぐ総合的な相談支援体制を構築します。
- ・生活困窮者自立支援制度の強化を図り、生活保護開始前の段階での自立支援を進めます。

### 3 地域活動の活性化

- ・若い世代や、元気な高齢者など、より多くの人々が地域での活動に関心を持ち、積極的に関わりを持てるよう、地域活動参加のきっかけづくりを進めます。
- ・多世代にわたる市民の活動を支え、情報基盤の提供、連携構築などの支援を行います。
- ・社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉の関係団体等との連携を強化し、情報共有する仕組みづくりを進めます。

## 7 施策体系

【基本理念】

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

【基本目標】

1 福祉の  
まちづくり

(1) 福祉を支える基盤の整備

(2) 災害に備える体制づくり

(3) 人権尊重と  
権利擁護事業の推進

(4) 情報提供の仕組みづくり

2 包括的支援体制の  
構築

(1) 地域での課題解決の  
体制づくり

(2) セーフティネットの  
機能強化

3 地域活動の活性化

(1) 社会参加の促進

(2) 地域活動の支援と  
人材の育成

(3) 多様な地域資源との連携



★新規に開始、または掲載する事業

【施策】

【個別事業・取り組み】

①暮らしやすいまちづくり	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進／ 施設のバリアフリー化の推進
②移動支援の充実	CoCoバスの利便性向上／移送サービスへの支援
①防災・防犯活動への参加促進	自主防災組織の育成／ 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進
②要支援者の支援強化	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実
①ノーマライゼーションの推進	保健福祉教育の充実／市民に対する啓発活動の推進
②権利擁護事業の充実	権利擁護事業の推進／地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援 事業）の利用支援／虐待防止・対応ネットワークづくりの推進
③福祉サービスの質の確保	福祉サービス苦情調整委員制度の周知／福祉サービス第三者評価 システムの普及／サービス事業者の指導強化
①福祉の情報発信の強化	情報提供の充実／各種手当制度の周知
②情報バリアフリーの推進	福祉マップの見直し／情報提供のユニバーサルデザインの推進
①地域での見守り推進	民生委員・児童委員活動の支援／町会・自治会活動への支援／ 身近な相談体制の充実
②総合的な相談体制の構築	★福祉総合相談窓口の整備／相談支援体制の充実
①生活困窮者への支援強化	★地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化／ ★生活困窮者の自立支援の推進
②生活保障の推進	生活保護制度の適正な運用／路上生活者への自立支援
①地域活動への参加促進	ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり／ 多様な人材の地域活動への参加促進
②地域活動の拠点づくり	世代間交流の促進／★多様な市民が交流できる場の構築
①地域福祉の担い手育成	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催／市民活動の資質向上
②専門人材の育成	福祉専門職の資質の向上／民間事業者等の参入促進／ 地域福祉推進事業の充実
①多様な主体との連携づくり	福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進／ ★社会福祉法人等との連携強化
②社会福祉協議会との連携強化	ボランティア・市民活動センターの機能強化／ 社会福祉協議会との連携強化

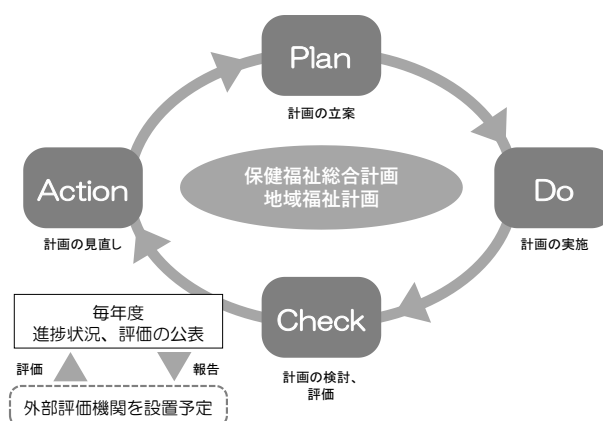
## 8 新規に開始する事業

事業名	施策内容
福祉総合相談窓口の整備	<p>年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスをしたり、適切な機関へつなぐ専門員の配置および福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす福祉総合相談窓口を導入します。</p> <p>福祉総合相談窓口の整備については、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から実施している自立相談支援事業の体制を活用、拡充して進めます。</p>
地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化	<p>生活困窮者の支援に関し、関係各課および関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。</p>
生活困窮者の自立支援の推進	<p>生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築します。</p> <p>家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。また、住居確保給付金の支給、学習支援事業を実施します。</p>
多様な市民が交流できる場の構築	<p>年齢や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持った市民が参加できる活動の機会をつくります。</p> <p>市内集会施設や公民館等の施設を活用し、地域福祉に関心を持つ市民や活動団体が情報交換や活動の連携を広げられる機会づくりを推進します。</p> <p>平成33年度竣工予定の（仮称）新福祉会館では、あらゆる市民に向けた各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施します。</p>
社会福祉法人等との連携強化	<p>社会福祉法人が、地域で事業を実施するうちに気がついた、支援を必要とする事例や、相談等を集約し、関係機関と情報共有を図って、適切な支援につなげられる体制を整備します。</p>

## 9 計画の推進体制

公募市民を含めた外部の評価機関を設置し、計画の取り組み状況の評価を行います。

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制を改めて整備し、本計画の着実な実施と、進捗管理を行います。また、事業の進捗状況について、毎年度、計画の評価を行います。



## 10 計画の評価方法

計画の進捗状況をできるだけ客観的に評価し、施策のあるべき姿を定期的に確認するために、目標指標を設定します。

	事業名	指標	現状 平成28年度	目標 平成35年度
福祉のまちづくり 基本目標1	権利擁護事業の推進	市民後見人の数	0人	充実
		成年後見制度利用促進法による市町村計画策定の検討	—	計画の策定
	福祉サービス第三者評価システムの普及	第三者評価の利用数	7件	継続
	サービス事業者への指導強化	社会福祉法人への指導検査の実施	年1法人実施	継続
包括的支援体制 の構築 基本目標2	福祉総合相談窓口の整備	窓口の運営体制づくり	—	窓口運営開始(平成34年度)
	生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援プラン作成数	82件	充実
就労・増収率 (就労・増収者のうち就労支援プラン作成者/就労支援対象者)		57%	充実	
地域活動の活性化 基本目標3	ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	ボランティア体験学習の参加者数	123人	継続
	多様な人材の地域活動への参加促進	ボランティア相談の件数 (市内活動への問合せ、既に活動している団体からの相談等)	602件 (延べ件数)	継続
	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	講座受講者数	10人	継続
	社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人連絡会の開催回数	—	年2回実施

※ 目標の「継続」は現状から継続して同様に事業を進めるもの、「充実」は、現状からさらに事業を充実させて推し進めていくものとします。

### ○保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査結果から

計画全体の目標指標	調査結果		目標値 (平成34年度)
	平成23年度	平成28年度	
自分が住んでいる町内の住み心地の満足度「かなり満足している」の割合	10.7%	21.7%	30%
地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について取り組んだことのある人の割合※1	18.9%	18.4%	20%
自立相談サポートセンターの認知の割合※2	—	9.4%	25%
権利擁護センターの認知の割合※2	—	7.9%	25%

※1 「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまたま取り組むことがある」の合計

※2 自立相談サポートセンター、権利擁護センターの認知度については、地域包括支援センターの平成28年度調査による認知の割合25%を目標とします。

## Ⅱ 健康増進計画（第2次）

### 1 計画の目的

本計画は、国や都の計画を踏まえながら、市民一人ひとりが生涯を通じて質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病予防と健康づくりに関する正しい情報の普及と啓発をめざし策定するものです。

#### 健康日本21（第二次）の 5つの基本的な方向

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むための必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

#### 東京都健康推進プラン21（第二次）の 3つの基本的な方向

- (1) どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- (2) 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- (3) 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

### 2 計画の理念

「小金井しあわせプラン」の将来像を踏まえ、本計画では、市民の多くが、健康寿命（健康で日常生活に制限なく自立して暮らせる期間）を延ばし、これからの長寿社会を認知症や寝たきり等になることなく、生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができる社会をめざします。

また、市内の緑豊かな自然や文化財などの地域特性をいかし、みんなで楽しく健康づくりができる環境づくりをめざします。

そのため、本計画では基本理念を次のように定め、市民一人ひとりが、自らに適した方法で“楽しみながら”続けていくことができる健康づくりを推進します。

自然とふれあい みんなで楽しむ 健康づくり

### 3 基本目標

#### 1 生活習慣病の発症予防・重症化予防

がんや糖尿病等の生活習慣病・メタボリックシンドローム等は、生活習慣の改善により罹患を減らすことが期待できます。しかし、罹患した場合には長期にわたり治療を継続することが必要となるため、望ましい生活習慣を身に付け、発症を予防したり、治療を中断せずに継続するなどの重症化予防が欠かせません。

そのため、がん、糖尿病・メタボリックシンドロームなどに対処できるよう、特定健診やがん検診等の受診を積極的に促し、早期発見に努め、発症予防や重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

#### 2 生活習慣の改善

健康寿命を延伸し、生活の質を向上させるためには、健康的な生活習慣を身に付けることが重要です。

日々の生活の中で健康づくりの基本となる適切な食生活や運動、歯と口腔の健康などについて、適切な情報を発信し、市民の主体的な取り組みを推進します。また、飲酒や禁煙については、健康への影響に対する理解を深める取り組みを推進します。

#### 3 健康を育む環境整備

生涯を通じて健康であるために、市民の身近なところに健康づくりに関する情報や場の提供、医療体制が整えられることが求められています。

そのため、市民が安心して医療を受けることができる環境を整備し、市民が利用しやすい健康づくりの場や情報を提供するとともに、スポーツやレクリエーションの機会を通して、健康の増進を図ります。

## 4 施策体系

【基本理念】

自然とふれあい  
みんなで楽しむ  
健康づくり

【基本目標】

1 生活習慣病の  
発症予防・重症化予防

(1) がん検診の推進

(2) 糖尿病・メタボリックシンドローム対策の推進

2 生活習慣の改善

(1) 栄養・食生活支援

(2) 身体活動・運動支援

(3) 休養・こころの健康づくり

(4) 飲酒対策・禁煙の推進

(5) 歯と口腔の健康づくり

3 健康を育む環境整備

(1) 医療体制の充実

(2) 健康づくり環境の充実

★新規に開始、または掲載する事業

【施策】

【個別事業・取り組み】

①がん検診の充実	各種がん検診／がん検診後フォローの推進
②がんに関する情報の普及啓発	乳がん自己検診法講習会の実施／がん予防に関する情報提供
①各種健康診査等の実施	フォロー健康診査／集団健康診査／肝炎ウイルス検診／骨粗しょう症検診／特定健康診査／特定保健指導
②健康づくりに関する情報の普及啓発	成人健康相談／健康講演会
①望ましい食生活と栄養に関する情報提供の充実	栄養個別相談／栄養集団指導（栄養講習会）／食生活に関する知識の普及啓発（健康づくりフォローアップ事業）
②食育に関する取り組みの推進	食育推進計画の推進／★食育月間行事による普及啓発
①望ましい身体活動に関する情報提供の充実	成人健康相談（再掲）／身近にできる運動・体操の普及（健康づくりフォローアップ事業）
①休養に関する情報提供の充実	関係機関との連携による相談の充実／★休養に関する知識の普及啓発（健康づくりフォローアップ事業）
②こころの健康についての知識の普及啓発	こころの健康に関する取り組みの推進
①飲酒に関する取り組みの推進	適量飲酒の普及啓発（健康づくりフォローアップ事業）／★妊婦の飲酒についての情報提供／未成年者の飲酒の防止
②禁煙に関する取り組みの推進	たばこの健康被害についての普及啓発／禁煙支援等の推進／未成年者の喫煙の防止
①歯科に関する取り組みの推進	成人歯科健康診査／妊婦歯科健康診査／歯科健康教育・相談／かかりつけ歯科医の紹介
②歯と口腔の健康づくりに関する情報提供の充実	歯周病予防対策の推進（健康づくりフォローアップ事業）／★「6024・8020運動」の推進
①身近な地域で安心して医療を受けられる体制づくり	かかりつけ医の普及／★保健・医療体制の充実
①市民が利用しやすい健康づくりの場の充実	スポーツ・レクリエーションの機会の充実／★健康づくりの場の情報提供

## 5 数値目標

指標		対象	現状 (平成28年度)	目標 (平成35年度)
がん検診受診率 (健康課)	胃がん検診	40歳以上	4.7% <sup>※1</sup>	50.0%以上 <sup>※2</sup>
	肺がん検診	40歳以上	3.2%	50.0%以上 <sup>※2</sup>
	大腸がん検診	40歳以上	17.5%	50.0%以上 <sup>※2</sup>
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	14.2%	50.0%以上 <sup>※2</sup>
	乳がん検診	40歳以上の女性	17.1%	50.0%以上 <sup>※2</sup>
特定健康診査の受診者の割合 (資料：保険年金課)		40～74歳の 市国民健康保険 加入者	55.1%	60.0% <sup>※3</sup> 国指針
特定健康診査後の保健指導実施率 (資料：保険年金課)		40～74歳の 市国民健康保険 加入者	15.8%	60.0% <sup>※3</sup> 国指針
朝食を食べる人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)	18歳以上の男性	67.9%	100%に 近づける <sup>※4</sup>	
	18歳以上の女性	78.5%		
栄養のバランスを考えている人の割合 (主食と主菜と副菜を揃える等) (資料：平成28年度アンケート調査)	18歳以上の男性	37.2%	増やす (60.0%以上) <sup>※4</sup>	
	18歳以上の女性	61.8%		
日頃なんらかの運動をしている人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)	18歳以上の男性	56.7%	65.0%以上 <sup>※5</sup>	
	18歳以上の女性	50.8%		
睡眠での休養が十分とれている人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)	18歳以上の男性	26.4%	30.0%	
	18歳以上の女性	21.7%	25.0%	
お酒を毎日飲む(休肝日のない)人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)		20歳以上の市民	22.8%	15.0%
たばこを吸っている人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)		20歳以上の市民	15.3%	12.0% <sup>※6</sup> 国指針
自分の歯が「20本以上」ある人の割合 (資料：成人歯科健診受診者の結果)		80歳以上の市民	77.3%	85.0%
かかりつけ歯科医がいる人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)		18歳以上の市民	55.5%	60.0%
かかりつけ医がいる人の割合 (資料：平成28年度アンケート調査)		20歳以上の市民	60.1%	65.0%
スポーツ教室・スポーツ大会の参加者数 (資料：小金井しあわせプラン 第4次基本構想・後期基本計画))		全市民	15,440人 (平成27年) (実数)	21,200人 <sup>※7</sup> (実数)

※1 国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、40歳以上の受診率としました。

※2 国の「がん対策推進基本計画(第3期)」(平成29年10月)の目標値と同じ値としました。

※3 厚生労働省「特定健康診査等実施計画作成の手引き」の目標値と同じ値としました。

※4 「第3次小金井市食育推進計画」の「取組の指標」に基づき設定しました。

※5 「小金井市スポーツ推進計画」の「小金井市民のスポーツ実施率(成人で週1～2回以上スポーツを実施した割合)」の目標(平成32年度)65.0%を参考に設定しました。

※6 厚生労働省「健康日本21(第二次)」の平成34年度目標値と同じ値としました。

※7 「第3次小金井市生涯学習推進計画」に基づき、平成32年度の目標人数と同数としました。



## 6 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制の整備

行政機関をはじめ、市民、医療保険者、教育関係機関、企業（職域）、健康関連団体等の健康に関わる様々な関係者が、それぞれの特性をいかしつつ連携し、個々の市民の健康づくりを支援する体制を整備し、計画の推進を図ります。

### (2) 様々な関係者へ期待する取り組み

#### ① 市

市は、地域における住民の健康づくりの推進役として、各種行政機関、学校、地域・職域団体、健康関連団体等と連携を図り、地域の実状に応じた健康づくり対策に取り組みます。

#### ② 市民

市民は、「自らの健康は自ら守る」を基本に、市の健康づくり事業等への積極的な参加を通じて健康への理解を深め、自らの健康について考え、生涯を通じ適切に健康管理ができるようになることが期待されます。

#### ③ 医療保険者

医療保険者は、特定健康診査・特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防の重要性について普及啓発を積極的に行うことが期待されます。

#### ④ 教育関係機関

教育関係機関は、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、家庭や地域と連携し、健康的な生活習慣を身に付けるための教育に取り組むことが期待されます。

#### ⑤ 企業（職域）

企業（職域）は、従業員の健康管理において、特に壮年期・中年期の健康づくりに重要な役割を担っていることから、職場における健康管理を推進するとともに、地域社会の一員として、健康づくり活動の場の提供など、地域の健康づくりに対して協力することが期待されます。

#### ⑥ 健康関連団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会などの健康関連団体は、その専門性をいかして、健康に関する相談や情報提供等を実施し、地域の取り組みに積極的に協力して、地域住民の健康づくりを支援することが期待されます。

# Ⅲ 障害者計画・第5期障害福祉計画

## 1 計画の目的

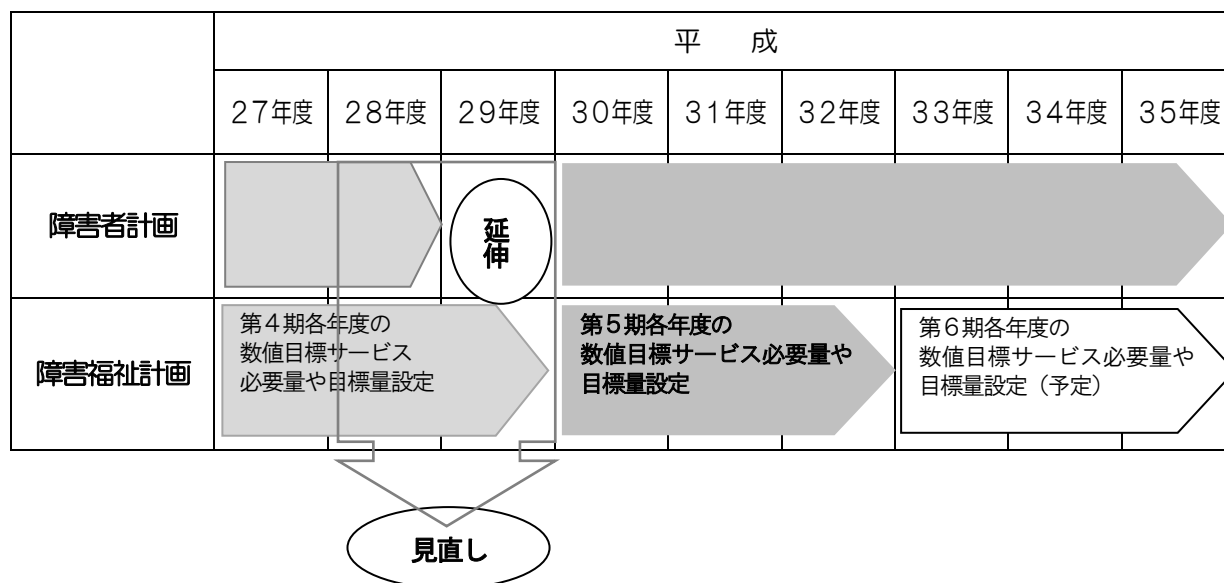
本計画は、国や都の指針等を踏まえ、今後の実現すべき障がい者施策を掲げた「小金井市障害者計画」を策定するとともに、平成29年度末に現行の「第4期小金井市障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、「第5期小金井市障害福祉計画」をこれまでの実績数値および目標数値を検証し一体化して策定するものです。また、策定に当たり、保健福祉に共通する理念等を示した「第2期小金井市保健福祉総合計画」、「地域福祉計画」の一部として策定しています。

## 2 計画の期間

基本計画としての「小金井市障害者計画」の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、本計画は平成28年度から平成29年度までの2年間を経て見直しを行い、可能な限り平成35年度までに達成していく事業を掲げました。

「第5期小金井市障害福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までを第5期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。

なお、第5期小金井市障害福祉計画は、第4期の計画に係る事業実績および目標の達成状況を踏まえ、これまでの目標値を見直した上で、平成30年度から平成32年度までの各年度のサービスの必要量や目標数値を設定しました。



### 3 市の現状

小金井市における統計資料（各年4月1日現在）より、現状は以下のとおりです。

#### (1) 身体障がい者

障がい等級別では、重度の「1級」が最も多く、平成29年4月1日現在の「1級」手帳所持者を年齢別割合で見ると、65歳以上の割合が69.8%となっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「心臓機能障がい」となっています。

(単位：人)

身体障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	62	59	62	66	69	70
18歳～64歳	816	807	784	773	761	747
65歳以上	1,680	1,709	1,769	1,766	1,747	1,744
合計	2,558	2,575	2,615	2,605	2,577	2,561

各年4月1日現在

(単位：人)

身体障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	861	878	898	896	894	899
2級	384	371	371	356	334	333
3級	413	426	424	425	419	420
4級	611	615	641	641	637	610
5級	140	146	135	135	139	142
6級	149	139	146	152	154	157
合計	2,558	2,575	2,615	2,605	2,577	2,561

各年4月1日現在

(単位：人)

身体障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
視覚障がい等	182	178	177	178	177	175	
聴覚障がい等	255	251	259	259	254	262	
音声言語又はそしゃく機能障がい	41	39	37	35	35	35	
肢体不自由	1,270	1,294	1,312	1,318	1,294	1,250	
内部機能障がい	呼吸器機能障がい	50	42	38	30	26	31
	腎臓機能障がい	168	180	177	187	181	190
	心臓機能障がい	443	449	462	448	452	466
	ぼうこう又は直腸機能障がい	121	112	120	114	120	112
	小腸機能障がい	2	2	3	3	3	2
	免疫機能障がい	22	23	22	25	27	30
	肝臓機能障がい	4	5	8	8	8	8
小計	810	813	830	815	817	839	
合計	2,558	2,575	2,615	2,605	2,577	2,561	

各年4月1日現在

## (2) 知的障がい者

平成24年度から29年度までの推移をみると、知的障がい者（児）は毎年度増加傾向にあり、障がいの程度別では、平成24年度から29年度までの傾向としては「4度」が最も多くなっています。

(単位：人)

知的障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	166	171	172	167	169	170
18歳～64歳	336	344	359	371	380	393
65歳以上	21	22	25	32	36	36
合計	523	537	556	570	585	599

各年4月1日現在

(単位：人)

知的障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1度	18	20	19	20	19	19
2度	156	157	158	161	163	165
3度	130	133	129	132	136	137
4度	219	227	250	257	267	278
合計	523	537	556	570	585	599

各年4月1日現在

## (3) 精神障がい者

手帳の等級別では、「2級」が最も多くなっており、平成24年度から29年度までの推移をみると、毎年度増加傾向となっています。

なお、発達障がい者や高次脳機能障がい者についても、精神障がいの範囲に含まれ、障がい者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となっており、今後も増え続けることが見込まれます。

(単位：人)

精神障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	5	6	8	8	9	8
18歳～64歳	419	454	497	513	564	632
65歳以上	90	101	112	102	117	128
合計	514	561	617	623	690	768

各年4月1日現在

(単位：人)

精神障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	51	52	43	36	40	57
2級	309	325	369	346	377	408
3級	154	184	205	241	273	303
合計	514	561	617	623	690	768

各年4月1日現在

(単位：人)

精神通院医療受給者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
承認者数	1,247	1,310	1,397	1,533	1,613	1,774

各年4月1日現在

#### (4) 難病患者について

平成23年8月に障害者基本法が改正され、さらに平成25年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されたことにより、障がい者の範囲に「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」として難病患者（特殊疾病患者）が加えられました。

また、平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療費等に関する法律」で国における指定難病の対象疾病が拡大され、平成29年4月1日現在では指定難病は330疾病に拡大されています。また、都においても「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」が施行されており、都の独自の難病対象疾病として10疾病が掲げられています。

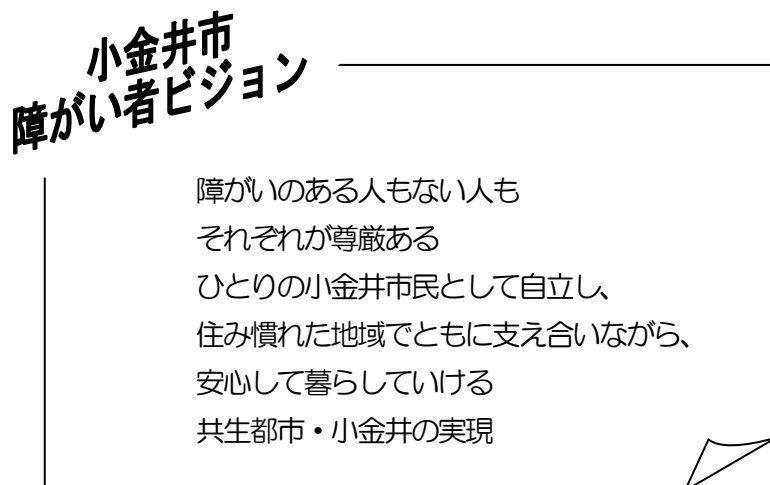
このことに伴い、難病患者の方も、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者と同様に障害福祉サービス等の利用が可能となっており、受給できるサービスの向上が図られてきています。

#### (5) 他の障がいについて

治療法が確立されておらず、日常生活に多くの困難や課題を抱える病気があったとしても、「障がい者」とは認められず支援を受けられない方もいる現状があります。

## 4 計画の理念（小金井市障がい者ビジョン）

小金井市における障がい者ビジョン（向かうべき方向）を次のように定め、ビジョンの実現に向けた基本的方針の展開を図っていきます。



## 5 施策推進の基本目標

障害者総合支援法に基づくサービス体系では、障がいの種別にかかわらず、区市町村が障害福祉サービスの提供の責務を負うよう一元化されています。

小金井市では、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念に基づき、障がい者ビジョンとして「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」の理念のもとに、ビジョンの実現に向け次に掲げる基本的方針と市民アンケートの結果を反映し、施策を推進します。

### 1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、障がいに対する理解とともに地域の中でお互いの顔が見える交流が必要です。これからの地域社会においては、それを構成する全ての一般市民が互いに協力し、支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、一般市民と行政との協働により、地域に住む全ての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がい特性や障がいのある人を理解し交流できる地域福祉に主体的に取り組むことができる意識づくりを推進します。

## 2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

障がいのある人自身が主体性・自立性をもって社会活動へ積極的に参加できるように、一人ひとりの能力と意思がいかされるよう、障がいのある人自身の選択の幅を広げるなど、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりをめざします。

また、心身の発達にかたよりや心配のある乳幼児を早期に発見し、早期療育・家庭支援等、総合的な支援に取り組む発達支援事業を推進し、生涯にわたり一貫したサービスを受けることのできる体制を整備します。

## 3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

高齢化がますます進行する中で障がいのある人自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻になってきています。こうした障がいのある人や介助者の高齢化への対応という視点から、高齢者福祉施策等と連携した施策を推進します。

また、障がいの発生時期や原因は様々であり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。

発達障がいについては、乳幼児期からの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図り、個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けられるように施策を実施するなど、発達障がい者支援の一層の充実に向けて、関係部署と連携を取りながら取り組んでいきます。

## 4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

障がいのある人が住みやすいと思えるまちをつくることは、全ての人が住みやすいと思えるまちをつくることにつながります。障がいのある人を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、自由に社会参加できるバリアフリーのまちづくりを推進し、障がいのある人にやさしいまちづくりをめざします。

## 6 施策の体系

【基本理念】

障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域とともに支え合いながら、安心して暮らしていける  
共生都市・小金井の実現

【基本目標】

1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

【基本施策】

(1) 広報・啓発活動

(1) 障がい児保育・療育・教育

(2) 社会参加の促進

(1) 居宅生活支援

(2) 施設サービス



【施策】

【個別事業・取り組み】

①広報・啓発活動	市民に対する啓発活動の推進/市職員の障がいのある人に対する理解促進/福祉・人権教育の充実/障害者週間行事の開催
②支えあいのネットワーク	関係機関・団体のネットワーク化/サービス事業者の連携
①障がい児保育・療育・教育の充実	特別支援教育の体制づくり/特別支援学校等への就学の支援/特別支援教育の充実/特別支援を要する児童・生徒への支援/教育助成金の支援/児童発達支援センター「きらり」における事業の推進/障がい児保育の推進/障がい児学童保育の充実/放課後活動の充実
①雇用・就労の促進	就職活動の支援/市での障がい者雇用の拡大/市での職場実習の受け入れの検討/福祉売店の充実/市の業務の委託促進/障がい者雇用の促進/一般企業等の職場実習の開拓/社会適応訓練の利用支援/契約における障がい者雇用確保のための検討/中間的就労の場づくりの検討
②多様な社会参加の機会づくり	障がいのある人の自立をめざす学習の充実/障がい者スポーツの支援/車いす農園の充実/選挙投票への支援/文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援
①自立支援給付	訪問系サービス事業（自立支援給付）/日中系サービス事業（自立支援給付）/補装具費の給付（自立支援給付）
②地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）/日常生活用具費給付（地域生活支援事業）/移動支援事業（地域生活支援事業）/日中一時支援事業（地域生活支援事業）/訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）
③その他事業	精神障害者デイサービス事業/重度脳性麻痺者介護事業/心身障害者介護人派遣事業/福祉電話貸与事業/寝具乾燥サービス事業/配食サービス事業/パソコンの活用支援
①施設サービスの充実	入所系サービス事業/通所系サービス事業

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域とともに支え合いながら、安心して暮らすことのできる  
共生都市・小金井の実現

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

(3) 相談支援・情報提供体制

(4) 保健・医療

(5) 経済的支援

(6) サービス利用に結びついていない人への支援

(1) 自由な移動の確保

(2) 住まいの確保・整備

(3) 心の健康

【施策】

【個別事業・取り組み】

①相談支援体制の充実	市の自立生活支援課の窓口／障害者地域自立生活支援センター／地域活動支援センター／障がい者相談員活動の実施／ケアマネジメント（個別の支援計画）の拡充／ケアマネジメント従事者（相談支援専門員）の養成
②情報提供体制の充実	「障がい者福祉のてびき」の発行／「声の広報」の製作／「声の議会だより」の製作／公共施設における情報提供／幅広いコミュニケーションのできる職員の養成等／審議会等への手話通訳者の配置／公的発行物への点字等整備／点字図書を提供／対面朗読の実施／デージー図書への対応／音声媒体・テキストファイルによる情報提供／市のホームページでの情報提供
①保健・医療の充実	医療・リハビリテーション相談の充実／療育相談／歯科相談／障がいの早期発見・療育／障がい者健康診査／医師による訪問健康診査／重度障がい者（児）・在宅難病患者への訪問看護／精神保健医療相談／リハビリテーション体制の整備
②医療に対する助成	心身障害者（児）医療費の助成／自立支援医療の充実
①手当等の支給	障害基礎年金・特別障害給付金／特別障害者（児）手当の支給／特別児童扶養手当の支給／東京都重度心身障害者（児）手当の支給／児童育成手当（障がい）の支給／心身障害者福祉手当の支給／難病患者福祉手当の支給
②諸料金等の助成	障がい者（児）日常生活用具費の自己負担分の助成／診断書料の助成
③料金などの減免	下水道料金の減免／軽自動車税の減免
①サービス利用に結びついていない人への支援	高次脳機能障がいへの対応／障がい者手帳を持たない要支援者への支援／サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ／発達障がいへの対応
①自由な移動の確保	タクシー代やガソリン費の助成／自動車教習費用の助成／自動車改造費用助成／各種交通機関の運賃及び通行料の割引／ハンディキャブ運行等の支援
①住まいの確保・整備	グループホームの整備／市営住宅の優先申込／公的保証人制度等の検討／公営住宅のバリアフリー化／重度身体障害者（児）住宅設備改修／重度知的障害者（児）住宅設備改修の検討／住宅相談の充実
①こころの健康づくり	こころの健康づくり／自殺予防に向けた取り組みの推進

## 障害者福祉サービス等の必要量見込みと事業量の確保（障害福祉計画）

### 1 基本目標

障がいのある人の自立を支援・推進する観点から、次のような基本目標を設定します。

#### 【基本目標 第5期障害福祉計画の考え方】

目標	指標
施設入所者の地域生活への移行 （※高齢化・重症化を背景とした目標設定）	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
	平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	各区市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
福祉施設から一般就労への移行	平成32年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度の移行実績の1.5倍以上
	平成32年度末における就労移行支援事業利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
	就労移行支援事業所のうち、平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
	平成32年度末における就労定着支援1年後の就労定着率が80%以上
基幹相談支援センター設置数	各市町村について設置を促進
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制を平成32年度末までに各市町村で構築
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所確保
	平成30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置

#### ○施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成29年3月31日時点の入所者数(A)	66人	平成29年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行数(B)	6人 9.0%	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する者の数
新たな入所支援利用者数(C)	4人	平成32年度末までに新たに施設入所支援を利用する人数見込
平成32年度末の入所者数(D)	64人	平成29年度末の利用人数見込 (A) - (B) + (C)
【目標値】施設入所者削減見込数(E)	2人 3.0%	(A) - (D)

## ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

現状（平成29年10月）	目標値（平成32年度末）
検討中	市内に設置

## ○地域生活支援拠点事業

現状（平成29年10月）	目標値（平成32年度末）
0か所	1か所

## ○福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	8人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	12人 (1.5倍)	平成32年度において施設を退所し、一般就労する者の数

## ○就労移行支援事業所の利用者数

項目	数値	考え方
平成28年度末の利用者数	34人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成32年度末の利用者数	70人 (2割以上)	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

## ○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業	30%	平成28年度末において就労移行率が3割以上の事業所数の割合
【目標値】平成32年度末の就労移行率	50% (全体の5割)	平成32年度末において就労移行率が3割以上の事業所数の割合

## ○就労定着事業による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値	考え方
【目標値】平成31年度末の就労移行支援事業	80% (8割以上)	平成28年度での支援開始1年後の就労定着率
【目標値】平成32年度末の就労移行率	80% (8割以上)	平成32年度末での支援開始1年後の就労定着率

## ○基幹相談支援センター設置数

現状（平成29年10月）	目標値（平成32年度末）
設置済（1か所）	設置済（1か所）

## ○障がい児支援の提供体制の整備等

項目	現状（平成29年10月）	目標値（平成32年度末）
児童発達支援センターの設置	設置済（1か所）	設置済（1か所）
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	実施中	実施する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済（1か所）	確保済（1か所）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	確保済（1か所）	確保済（1か所）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	検討中	他区市町村との共同設置

## 2 指定障害福祉サービス

小金井市は、平成32年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32年度の各年度における指定障害福祉サービスについて見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

### 指定障害福祉サービスの供給見込み量

区分	サービス系	第5期		
		平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値
訪問系	居宅介護	1,572 時間分	1,608 時間分	1,644 時間分
		131 人分	134 人分	137 人分
	重度訪問介護	2,980 時間分	3,278 時間分	3,576 時間分
		10 人分	11 人分	12 人分
	同行援護	528 時間分	552 時間分	576 時間分
		22 人分	23 人分	24 人分
行動援護	24 時間分	24 時間分	32 時間分	
	3 人分	3 人分	4 人分	
重度障害者等包括支援 ※現時点で利用なく見込不能	0 時間分	0 時間分	0 時間分	
	0 人分	0 人分	0 人分	
日中活動系	生活介護	3,660 人日分	3,860 人日分	4,020 人日分
		183 人分	193 人分	201 人分
	自立訓練（機能訓練）	45 人日分	45 人日分	50 人日分
		10 人分	10 人分	11 人分
	自立訓練（生活訓練）	75 人日分	150 人日分	165 人日分
		6 人分	12 人分	13 人分
	就労移行支援	810 人日分	945 人日分	1,050 人日分
		54 人分	63 人分	70 人分
就労継続支援A型	300 人日分	320 人日分	340 人日分	
	15 人分	16 人分	17 人分	
就労継続支援B型	3,162 人日分	3,348 人日分	3,503 人日分	
	204 人分	216 人分	226 人分	

区分	サービス系	第5期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		計画値	計画値	計画値
日中活動系	就労定着支援	—	—	—
		10人分	12人分	14人分
	療養介護	403人日分	434人日分	465人日分
		13人分	14人分	15人分
	短期入所	299人日分	319人日分	332人日分
46人分		49人分	51人分	
居宅系	自立生活援助	—	—	—
		1人分	1人分	1人分
	共同生活援助	2,548人日分	2,808人日分	2,990人日分
		98人分	108人分	115人分
	施設入所支援	1,914人日分	1,943人日分	1,972人日分
66人分		67人分	68人分	
相談支援	相談支援	97人分	127人分	142人分
	地域移行支援	1人分	1人分	2人分
	地域定着支援	6人分	7人分	8人分

### 3 児童通所支援事業

小金井市は、平成32年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32年度の各年度における児童通所支援事業について見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

#### 児童通所支援事業の供給見込み量

サービス系	第5期		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画値	計画値	計画値
児童発達支援	625人日分	688人日分	750人日分
	50人分	55人分	60人分
放課後等デイサービス	1,464人日分	1,584人日分	1,704人日分
	183人分	198人分	213人分
保育所等訪問支援	12人日分	14人日分	16人日分
	6人分	7人分	8人分
医療型児童発達支援	17人日分	17人日分	22人日分
	3人分	3人分	4人分
居宅訪問型児童発達支援	5人日分	5人日分	5人日分
	1人分	1人分	1人分
児童相談支援	29人分	34人分	39人分
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	-人分(検討)	-人分(検討)	-人分(検討)

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者および障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、小金井市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

### 地域生活支援事業の供給見込み量

サービス名	第5期		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画値	計画値	計画値
<b>(1) 理解促進研修・啓発事業</b>			
	有	有	有
<b>(2) 自発的活動支援事業</b>			
	有	有	有
<b>(3) 相談支援事業</b>			
①障害者相談事業	8か所	9か所	10か所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所	1か所	1か所
③住宅入居等支援事業	0か所	0か所	1か所
<b>(4) 成年後見制度利用支援事業</b>			
	1人	1人	1人
<b>(5) 成年後見制度法人後見支援事業</b>			
	無（検討）	無（検討）	有（実施）
<b>(6) 意思疎通支援事業</b>			
①延べ利用者数	120人	121人	122人
②手話通訳者設置事業	無（検討）	無（検討）	有（実施）
<b>(7) 日常生活用具費給付事業</b>			
①介護訓練支援用具	1人分	1人分	1人分
②自立生活支援用具	8人分	8人分	8人分
③在宅療養等支援用具	13人分	13人分	13人分
④情報・意思疎通支援用具	6人分	6人分	6人分
⑤排泄管理支援用具	133人分	134人分	135人分
⑥居宅生活動作補助用具	4人分	4人分	4人分
<b>(8) 手話奉仕員養成研修事業</b>			
	40人	40人	40人
<b>(9) 移動支援事業</b>			
	46か所	47か所	47か所
	163人	164人	165人
	16,592時間	16,710時間	16,829時間
<b>(10) 地域活動支援センター機能強化事業</b>			
①地域活動支援センターⅠ型	1か所（100人）	1か所（105人）	1か所（110人）
②地域活動支援センターⅡ型	1か所（30人）	1か所（30人）	1か所（30人）
③地域活動支援センターⅢ型	0か所（0人）	0か所（0人）	0か所（0人）
<b>(11) その他の独自事業</b>			
①訪問入浴サービス事業	5人分（347回）	5人分（350回）	5人分（352回）
②日中一時支援事業	24人分（436回）	24人分（439回）	25人分（442回）



## Ⅳ 第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画

### 1 計画策定の背景

制度改正の主な動向には、次のようなものがあります。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 地域共生社会の実現
- (3) 「介護離職ゼロ」に向けた取り組み
- (4) 認知症施策の推進

### 2 計画の目的

市では、「小金井しあわせプラン」を定め、福祉と健康づくりのための施策大綱を「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」と定めています。

介護保険制度においては、いわゆる団塊世代の方が75歳以上となる平成37(2025)年までに段階的に地域包括ケアシステムを構築していくことを展望し、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の推進を見据えた介護保険事業計画の策定が求められています。

本事業計画は、「小金井しあわせプラン」の理念を実現するために策定した第2期小金井市保健福祉総合計画に包括された分野別計画であり、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化充実をめざした計画として、介護保険事業の推進、生活支援体制の整備、医療と介護の連携、高齢者相互や他世代との支え合いのあり方や、高齢者の方が担い手として活躍する地域の仕組みについて具体化していきます。

---

### 3 市の現状と課題

市の高齢者人口は増加しており、前期高齢者の方は平成32年以降に減少するものの、後期高齢者の方は増え続け、平成37年には高齢化率が24.1%になると推計されています。

後期高齢者の方の増加に伴って、要介護・要支援認定者数も増加する傾向にありますが、市では東京都と比べて要支援1、要介護1の方の構成比率が高く、要介護度が比較的軽度の方が多いことが特徴となっています。

市内には、元気な高齢者の方が多く、自分の知識や技能をいかして働くことや、地域・サークル活動や健康づくり活動への参加の意欲も高くなっています。

しかしながら、年代が上がるとともに、運動機能や転倒、閉じこもり、認知機能、うつ傾向等のリスクが高まり、特に85歳以上の方では、リスク者の割合が高くなる傾向があります。

このため、高齢者の方が心身の健康をできる限り維持し、趣味や生きがいを持って、いきいきと社会参加できるよう、生きがいのある充実した生活の支援が必要です。

また、高齢者の方の多くは、在宅での生活を続けたいと希望しています。在宅生活を続ける上において、「自宅に定期的に訪問したり、緊急時にも対応してくれる医師がいること」へのニーズが高くなっています。市は、これまでも地域包括ケアシステムの構築に向けて、様々な取り組みを行ってきましたが、住み慣れたまちに住み続けたい方が、可能な限り住み続けることを支援するため、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となっています。

また、現在、在宅介護を受けている状況において、主な介護者の方は子どもや配偶者の方が多く、就労している介護者の方も少なくありません。就労している介護者の方は、介護のために仕事を調整しており、不安定な状況で介護をする方が多く、介護者の方が不安を感じる点として、認知症状への対応等が挙げられます。

引き続き、医療と介護の連携や地域支援体制等、在宅で暮らし続けるための仕組みの充実、認知症施策の推進、家族介護者の方への支援等、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくりが必要です。

市では、これまでに民間事業者とも協定を締結する等、見守り支援の体制・ネットワークを構築してきました。高齢者の方がひとり暮らしになった場合に備えて、安否確認や万一に備えた緊急通報のニーズは高く、引き続き、見守り支援の体制の充実を図る必要があります。

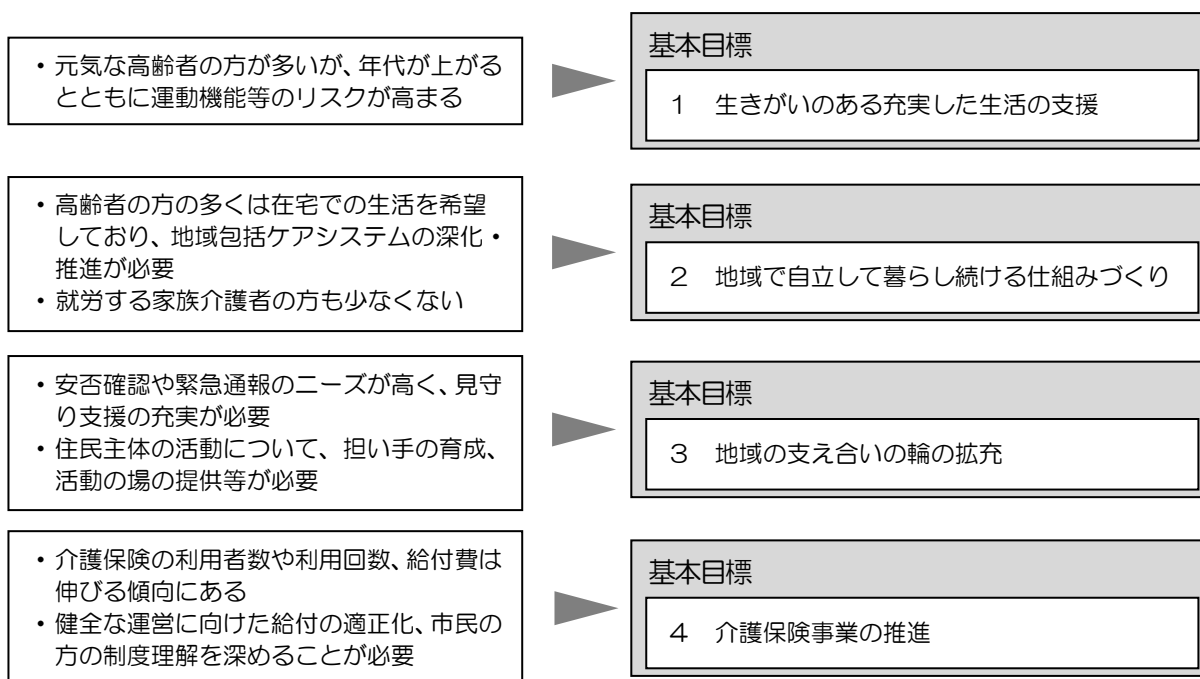
高齢者の方の生活支援に関わることは、元気な高齢者の方の介護予防や生きがいにもつながることから、自らが住民主体の活動の担い手となり、支援の必要な高齢者の方を支える側にまわっていただくような仕組みの充実を図る必要があります。

今後は、住民主体の活動の担い手となる人材の育成に加えて、実際に活動していただく場の提供等に取り組み、地域の支え合いの輪の拡充を図ることが必要です。

市の介護保険の給付の現状をみると、東京都と比較し、在宅サービス、施設および居住系サービス共に給付が少なくなっています。しかし、第1号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率は増加傾向にあり、サービスの利用人数や、1人当たりの利用回数、給付費等が年々伸びる傾向にあります。

このため、自立支援・介護予防・重度化防止の取り組みの推進、介護人材の確保、介護保険制度の健全な運営に向けた給付の適正化を進めていくことが必要です。介護保険制度に対する市民の方の理解を深めると同時に、サービスの選択に役立つ情報提供等、介護保険事業の推進が必要です。

以上のことから、第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画では、基本目標として「1 生きがいのある充実した生活の支援」、「2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり」、「3 地域の支え合いの輪の拡充」、「4 介護保険事業の推進」を掲げ、施策を展開していくこととします。



---

## 4 計画の理念

- (1) 人間性の尊重（個人の尊厳）
- (2) 自立の確保（自立に向けた総合的支援）
- (3) 支え合う地域社会づくり

## 5 計画の視点

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

国は、高齢者の方の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

市では、4つの日常生活圏域を設定し、地域包括支援センターを中心として、日常生活圏域ごとの相談支援体制を整えるとともに、市独自の介護予防体操「小金井さくら体操（以下「さくら体操」という。）」の普及、居宅・施設サービスや地域密着型サービスの拡充、大学・医師会等とも連携した認知症や在宅医療に関する多職種連携を早期から進める等、地域包括ケアシステムの礎を築いてきました。

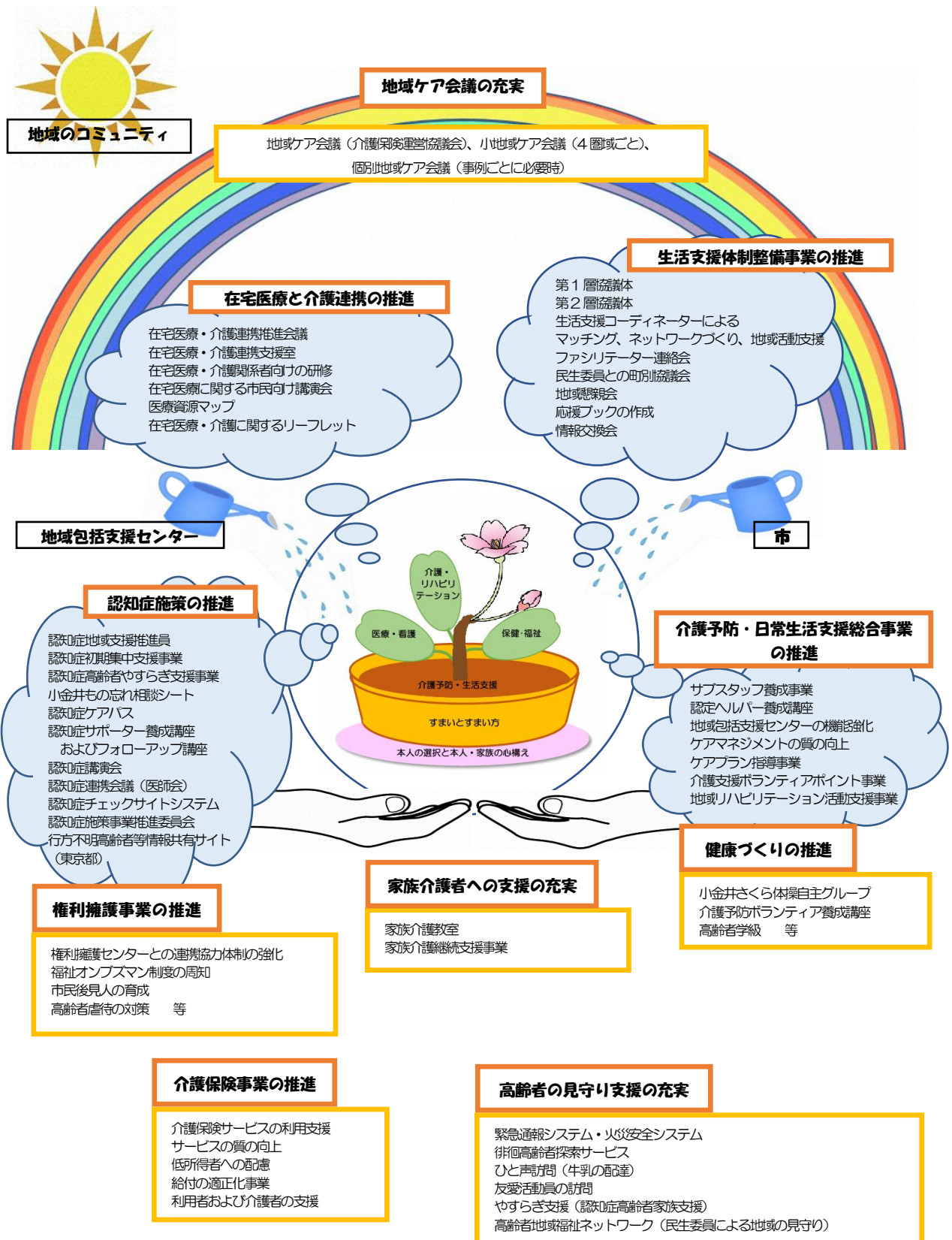
第7期事業計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年をしっかりと見据え、介護を取り巻く新たな社会問題も踏まえながら、さらなる在宅支援の充実と、介護予防・重度化防止、地域で自立して暮らし続け、支え合う仕組みづくりに取り組みます。

### (2) 介護保険制度の健全な運営

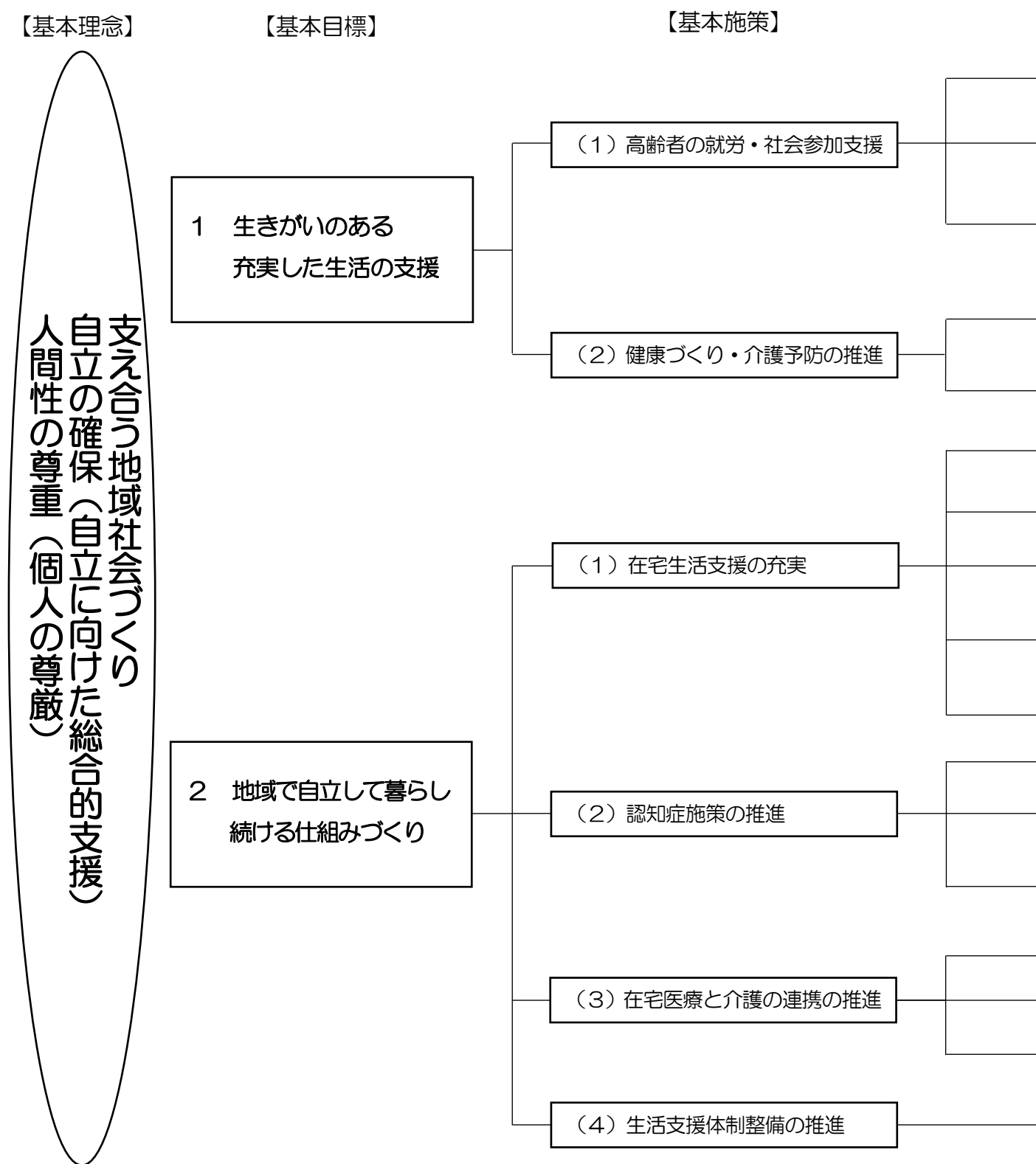
市の介護保険は、都内自治体でも標準的な位置にあり、これまでの制度改正等に沿って、適正な運営を続けてきました。今後は、後期高齢者の方が増加していくなか、介護保険サービスの需要が大きくなります。そのほか、ひとり暮らしの方や高齢者の方のみの世帯が増加することで、これまで以上に生活支援に関するサービスの需要も高まります。

また、利用者負担割合の負担増や総報酬割等、介護保険制度に関する法改正もあるなか、今後も介護保険制度を巡る環境が刻々と変化することが予想されることから、社会連帯としての介護保険制度に対する理解を深め、制度の健全な運営を進めるとともに、ケアマネジメントの質の向上や給付の適正化を進め、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるような提供体制の確保と制度運営をめざします。

図表 市地域包括ケアシステムの取り組み



## 6 高齢者保健福祉施策の体系



【個別事業・取り組み名の定義】

- ・充実：第7期事業計画でさらに質を向上していく事業
- ・推進：第7期事業計画でさらに質と量を向上していく事業
- ・実施：第7期事業計画で新しく始める事業
- ・検討：第7期事業計画で事業の検討を始めるもの
- ・継続：第6期事業計画から引き続き現状維持で続けていく事業

※ ☆は地域の通いの場づくりに資する事業

★は新規に開始する事業

【施策】

【個別事業・取り組み】

①高齢者の就労支援	☆シルバー人材センターへの支援の推進/「こがねい仕事ネット」における就労支援の充実
②生涯学習・生涯スポーツの推進	市内大学等との連携による活動支援の検討/健康・スポーツ活動の支援の充実 ※他計画再掲/文化学習事業の充実
③交流の場の確保と推進	敬老行事等の継続/おとしより入浴事業の継続/高齢者いきいき活動事業の推進/☆老人クラブ(悠友クラブ)活動支援と高齢者いきいきの部屋利用の推進/☆高齢者(いきいき)農園の継続 ※他計画再掲/☆★ひとりぐらし高齢者会食会・交流会の実施
①健康づくりの推進	☆さくら体操の推進/健康相談・指導の充実 ※他計画再掲/健康診査等の充実 ※他計画再掲/感染症の予防の推進/高齢者のこころのケアの充実/歯と口腔の健康の充実 ※他計画再掲
②介護予防・重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の推進/介護予防ケアマネジメントの推進/☆住民主体の活動の推進
①地域に密着したサービスの基盤整備	介護保険サービスの利用支援の充実/地域密着型サービスの推進
②介護保険外サービスの充実	高齢者保健福祉サービスの充実(配食サービス、おむつサービス、寝具乾燥等)/高齢者等の移動・移送手段の確保の継続 ※他計画再掲
③相談支援の充実	地域包括支援センターの機能の充実
④安心できる住まい・住まい方の支援	住宅改修相談事業の推進/高齢者自立支援住宅改修給付事業の推進/家具転倒防止器具等取付の推進/高齢者住宅の適正な管理・運営の継続 ※他計画再掲/公営住宅の情報提供体制整備の継続/高齢者の新たな住まいと住まい方の検討/特別養護老人ホーム整備の検討
⑤家族介護者への支援の充実	介護者の負担軽減の推進/☆家族介護継続支援事業の充実 ※本計画再掲
①認知症施策の推進と理解の醸成	認知症の理解促進の充実/認知症施策事業推進委員会の充実
②認知症のケア・医療の充実	認知症の相談・支援体制の充実/認知症連携会議の充実/認知症初期集中支援事業の充実
③認知症の方と家族を支える地域づくり	認知症サポーター養成講座の充実/認知症地域支援推進員連絡会の充実/☆★地域の居場所づくり(認知症カフェ等)の実施/やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援活動)の充実/☆家族介護継続支援事業の充実
①在宅医療をサポートする体制づくり	在宅医療・介護連携支援室の充実/在宅医療・介護連携推進会議の充実
②在宅医療・介護連携のための情報共有	在宅医療資源マップの充実/在宅医療・介護多職種連携の研修会の充実
③在宅医療のための市民啓発	在宅医療リーフレットの充実/在宅医療に関する市民啓発(市民向け講演会)の充実
①生活支援体制整備事業の推進	地域課題解決方法の協議(地域ケア会議)の充実/生活支援コーディネーターによるマッチングやネットワークづくりの充実/地域で活動する担い手育成の推進/☆生活支援体制整備に係る地域活動支援の充実

【基本理念】

支え合う地域社会づくり  
自立の確保（自立に向けた総合的支援）  
人間性の尊重（個人の尊厳）

【基本目標】

3 地域の支え合いの輪の  
拡充

【基本施策】

(1) 地域づくり・支え合い活動の  
推進

(2) 高齢者の見守り支援の充実

(3) 権利擁護の推進



【個別事業・取り組み名の定義】

- ・ 充実：第7期事業計画でさらに質を向上していく事業
- ・ 推進：第7期事業計画でさらに質と量を向上していく事業
- ・ 実施：第7期事業計画で新しく始める事業
- ・ 検討：第7期事業計画で事業の検討を始めるもの
- ・ 継続：第6期事業計画から引き続き現状維持で続けていく事業

※ ☆は地域の通いの場づくりに資する事業

★は新規に開始する事業

【施策】

【個別事業・取り組み】

①地域づくりの推進	日常生活圏域別地域づくりの推進/地域課題解決方法の協議(地域ケア会議)の充実 ※本計画再掲/☆☆地域の居場所づくり(カフェ、サロン等)の実施
②ボランティア活動支援	☆さくら体操の推進 ※本計画一部再掲/ボランティアセンターでの活動支援の継続 ※他計画再掲/☆介護支援ボランティアポイント事業の推進
①行政による見守り支援	緊急通報システム・火災安全システム機器の貸与の推進/高齢者地域福祉ネットワーク事業の充実 ※他計画再掲/高齢者見守り支援事業の推進/避難行動要支援者支援体制の充実 ※他計画再掲
②地域のネットワーク	事業者との連携による見守りの推進/☆住民主体の活動の推進 ※本計画再掲/見守り支援の協力体制の検討
①権利擁護事業の推進	消費者被害の防止の推進/福祉サービス苦情調整委員制度の継続 ※他計画再掲/権利擁護センター利用の推進 ※他計画再掲
②高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待防止の推進

---

## 7 介護保険事業の推進（第7期介護保険事業計画）

### （1）基本的な考え方

介護保険法や改正法に基づき、保険者が市民の方とともに「自立支援・重度化予防」、「本人の選択」、「在宅生活の継続」、「介護予防・リハビリテーション」を改めて見直すことにより、基盤となる介護保険制度を強化することにつながると考えられています。

市においても、第7期事業計画は、保険者機能の強化による介護保険制度の持続可能性の確保を目標に、次の5つの考え方により着実に運営を進めます。

- ① 日常生活圏域ごとの事業推進
- ② 自立支援・介護予防・重度化防止の取り組みの推進
- ③ 総合事業の推進
- ④ 介護給付の適正化の推進
- ⑤ 適切な給付見込み・基盤整備

### （2）自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組みおよび目標設定

#### ① 重点的取り組み・個別目標

##### **ア 介護予防体操「さくら体操」の参加促進**

さくら体操の自主グループをまとめる介護予防ボランティア養成講座を年に1回開催し、介護予防リーダーを養成します。また、リハビリテーション専門職と連携し、さくら体操を活用した地域介護予防活動の支援を行います。

##### 【目標】

さくら体操の会場数・参加者数 前年度5%増

介護予防リーダー養成 年10名以上

##### **イ 地域の居場所づくりの実施**

身近な地域で、介護予防や交流ができる通いの場（サロン、さくら体操の会場確保）をつくり、住民主体の活動ができる基盤づくりをさらに進めます。

##### 【目標】

地域の居場所を各圏域 1つ以上増設

### ウ 総合事業の推進

これまでの国基準（旧国基準）に相当する訪問型、通所型サービスを実施するほか、緩和した市の独自基準（市基準）による訪問型、通所型サービスを推進します。訪問型サービスについては、市認定ヘルパー養成事業にて講座を受講した方が、担い手として参加していただけるよう検討します。通所型サービスについては、市デイサービス認定サブスタッフ養成事業にて講座を修了した方が、市の独自基準の通所型サービスの担い手として参加いただけるよう進めていきます。

#### 【目標】

介護予防・生活支援サービス事業における、訪問型、通所型サービスの市の独自基準と、これまでの国基準の利用割合について、環境整備を進めながら、市の独自基準の利用を進めていきます。

#### （訪問型サービス）

	第6期 平成29年度	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
市基準	67%	70%	75%	80%	80%
旧国基準	33%	30%	25%	20%	20%

#### （通所型サービス）

	第6期 平成29年度	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
市基準	44%	50%	55%	60%	80%
旧国基準	56%	50%	45%	40%	20%

（平成29年10月利用者数割合。小数点以下四捨五入）

### エ 住民主体の活動の推進

市および各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが中心となって、介護予防につながる活動等にに取り組むボランティアや市民団体等、地域人材の発掘・連携に努めます。新たに活動を始めたい方や団体に向けたマッチング、立ち上げ支援、組織づくり・拠点づくり支援等により、各圏域の実情に合った住民主体の取り組みを試行し、多様なサービスや通いの場づくりにつなげていきます。

#### 【目標】

住民主体の取り組みの試行 4圏域

## ② 評価指標・成果の検証

### <基本評価指標>

#### ア 社会参加の促進（自宅以外の居場所の有無の割合）

事業計画策定時におけるアンケート調査において、自宅以外の居場所の有無を捉え、「居場所がある」とされた方の割合が高くなることで、自立支援・介護予防の成果とします。

第5期 (第6期計画策定調査)	第6期 (第7期計画策定調査)	第7期 (第8期計画策定調査)
平成25年度	平成28年度	平成31年度
48.8%	39.3%	49.0%

(高齢者一般調査) (ニーズ調査)

#### イ 要介護度の維持・改善

要支援1・2の方のうち、介護認定更新の結果、前回の介護度よりも現状維持または改善が図られた方の割合の傾向を捉え、その数値を維持することで、介護予防・重度化防止の成果とします。

第5期	第6期	第7期		
平成26年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
88.64%	90.53%	90%台	90%台	90%台

(各年10月1日時点)

#### ウ 65歳健康寿命の延伸

65歳の方が、何歳まで健康に生活できるかをあらわす「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）※」において、市の65歳健康寿命（要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合）は、平成27年では、男性が81.35歳で東京都平均を0.37歳上回り、多摩26市比較では15位でした。女性は82.48歳で、東京都平均値と同等で、多摩26市比較では16位となっています。

また、市の65歳平均余命は、平成27年度では、男性が19.70年（84.70歳）で、女性が24.73年（89.73歳）となっています。

今後さらに、介護を受けることなく、健康な生活を送る期間を延ばし、この期間を65歳の平均余命に近づけることを目標とし、自立支援・介護予防の成果とします。

第5期	第6期	第7期
平成24年度	平成27年度	
男性81.52歳（5位） 女性82.57歳（13位）	男性81.35歳（15位） 女性82.48歳（16位）	延伸

【市の平均余命（平成27年度）】男：19.70年（84.70歳）、女：24.73年（89.73歳）

※ 65歳健康寿命（東京保健所長会方式）とは、65歳の方が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの平均年齢をいい、65歳平均自立期間に65をたして年齢としてあらわすもの。（出典：東京都健康増進計画「東京都健康推進プラン21（第二次）」）

65歳健康寿命（歳）＝65（歳）＋65歳平均自立期間（年）  
 65歳平均余命（年）＝65歳平均自立期間（年）＋65歳平均障害期間（年）  
 ※ 平均自立期間とは、要介護認定を受けるまでの期間の平均で健康と考える期間で、平均障害期間とは、要介護認定を受けてから死亡までの期間の平均（資料：東京都福祉保健局）

### （3）介護給付等に要する費用の適正化への取り組みおよび目標設定

#### ① 要介護認定の適正化

要介護認定の平準化に向けた実施項目の検討を行い、適正な認定結果につなげます。

eラーニング（イーラーニングシステム）の周知を図り、活用する受講者を増やして定義の理解を深め、主に市内の指定居宅介護支援事業所等に所属する調査員の講座登録、テスト実施を促し、その結果を市でとりまとめ把握します。また、認定調査員の研修を行います。

#### ② ケアプラン点検

個々の受給者の方が真に必要なサービスを確認するとともに、サービス提供の改善を行い、保険者機能の強化を図ります。また、ケアプラン点検の効果を検証し、点検方法の改善を検討します。

#### ③ 住宅改修・福祉用具給付の適正化

点検項目、点検方法等のマニュアルの見直しを行いながら、効率性を高め、点検実施件数を増やします。また、介護保険の住宅改修や福祉用具の制度を適切に利用するため、受給者の方や事業者に対し制度周知を行います。

#### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

研修会等に参加し、国民健康保険団体連合会委託分以外の突合について点検項目を増やします。そして誤った請求を行っている可能性のある事業所に対して指導を行い、誤請求を是正し、適正な介護報酬の請求を促進します。

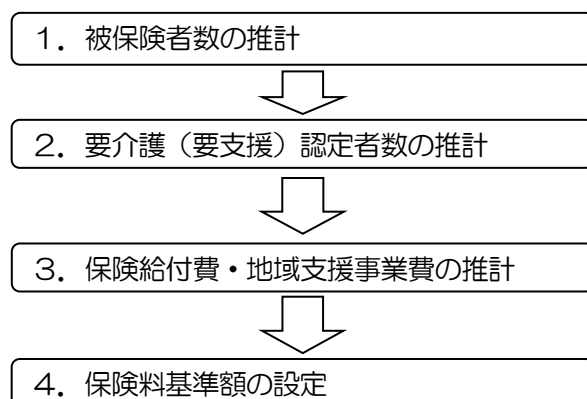
#### ⑤ 介護給付費通知

受給者の方にとってわかりやすく、かつ効果的な給付費通知を行い、受給者の方に対して適切なサービスの利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げます。

#### ⑥ その他事業 給付実績の活用

東京都や国民健康保険団体連合会主催の研修会に参加することで、確認帳票の拡大を図り、適正なサービス提供と費用の効率化、事業所の指導育成を図ります。

#### (4) サービス見込量推計の流れ



#### (5) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (施設整備に関する推計)

図表 本計画期間中の施設整備計画

種 別		第6期終了時点 (平成29年度末)	第7期 計 画 値			第7期終了時点 (平成32年度末)
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
広域型施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2施設 199人	1施設(※) 152人	—	—	3施設 351人
	老人保健施設	2施設 197人	—	—	—	2施設 197人
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	9施設 289人	—	—	—	9施設 289人
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	—	—	—	1施設
	夜間対応型訪問介護	2施設	—	—	—	2施設
	認知症対応型通所介護 (認知症デイ) 定員数	4施設 60人	—	—	—	4施設 60人
	小規模多機能型居宅介護	2施設 47人	—	—	—	2施設 47人
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	6施設 83人	—	—	—	6施設 83人
	地域密着型老人福祉施設 入所者生活介護(小規模特養)	0施設 0人	—	—	—	0施設 0人
	地域密着型特定施設入 居者生活介護(小規模有 料老人ホーム) 定員数	0施設 0人	—	—	—	0施設 0人
看護小規模多機能型居宅 介護	1施設 29人	—	—	—	1施設 29人	

※ 併設施設(ショートステイ16人、デイサービス20人)あり。

## (6) 各年度における地域支援事業費の見込み

区 分	単 位	第7期			平成37年度 推計
		平成30年度 推計	平成31年度 推計	平成32年度 推計	
介護予防・日常生活支援総合事業	事業費  (千円)	291,308	299,410	304,768	321,054
包括的支援事業		124,690	125,385	125,976	136,429
任意事業		3,849	3,880	3,850	3,882
地域支援事業費 合計		419,847	428,675	434,594	461,365

## (7) 第1号被保険者の介護保険料

### ① 介護保険料設定の考え方

#### ア サービス見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、第7期事業計画期間中のサービス見込量および第1号被保険者数に応じたものとなります。

#### イ 財源構成

第7期事業計画期間の第1号被保険者の負担割合は、第6期事業計画期間の22%から23%となったことを考慮して設定します。

#### ウ 介護報酬の改定

平成30年度からの介護報酬改定を考慮の上、保険料を設定します。

#### エ 保険料段階の設定

第6期事業計画期間中は、保険料段階を15段階とし、第1段階、第2段階、第4段階の保険料率を低廉にする等、低所得者への配慮をしてきました。引き続き、第7期保険料段階の設定についても、15段階とします。

#### オ 市町村特別給付等

市町村特別給付はいわゆる上乘せ・横出しにあたる事業ですが、保険料が上昇することから、市町村特別給付は見込まないこととします。

#### カ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、介護保険給付費の財源として過不足を調整するための基金です。第6期事業計画終了時の基金残高は、約4億5,700万円と見込まれます。計画期間中に、一定精算することが望ましいことから、基金を活用し保険料の上昇を抑制します。

#### キ 現役並みの所得のある方の利用者負担の見直しへの対応

「改正法」により、第7期事業計画においては、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、負

担上限を 44,400 円に据え置きつつ、一定以上の所得がある方の自己負担が 2 割負担から 3 割負担に引き上げられます。

市では、利用者負担割合の変更によるサービス利用への影響がないよう、制度への理解を促していきます。

## ② 保険給付額全体の見込額

保険給付額全体の見込額は、総給付費見込額に、平成 17 年から開始された食費居住費の自己負担分を軽減するために設けられた特定入所者介護サービス費等、1 か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される高額介護サービス費等、医療保険と介護保険の合計の利用料が一定の額を超えた場合に給付される高額医療合算介護サービス費等を加えます。また、制度改正による、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を差し引きます。

これらに、東京都国民健康保険団体連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料「審査支払手数料」を加え、全体額となる「標準給付費」を算出します。

この金額は、3 年間で 232 億 6,559 万円を見込みます。

図表 標準給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
総給付費 (A) (一定以上所得者負担調整後)	6,999,328	7,376,039	7,760,607	22,135,974
総給付費	7,008,280	7,302,628	7,593,074	21,903,982
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	8,952	14,367	15,308	38,627
消費税率等の見直しを勘案し た影響額	0	87,778	182,841	270,619
特定入所者介護サービス費等 給付額 (B)	148,577	153,337	158,263	460,177
特定入所者介護サービス費等 給付額 (資産等勘案調整前)	148,577	153,337	158,263	460,177
補足給付の見直しに伴う財政 影響額	0	0	0	0
総給付費計 (C) = (A) + (B)	7,147,905	7,529,376	7,918,870	22,596,151
高額介護サービス費等給付額 (D)	170,315	178,968	187,959	537,242
高額医療合算介護 サービス費等給付額 (E)	33,131	34,264	35,390	102,785
算定対象審査支払手数料 (F)	9,229	9,792	10,391	29,412
標準給付費見込額 (G) (G = C + D + E + F)	7,360,580	7,752,400	8,152,610	23,265,590



## ③ 保険料基準額

給付費と地域支援事業費をもとに算出された介護保険料月額が5,824円となり、介護給付費準備基金約4億5,700万円のうち4億3,000万円を充当することによって、本市における保険料基準月額を5,400円とします。

図表 保険料基準額の算出

(単位：千円、保険料基準月額は円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
費用合計	7,780,427	8,181,075	8,587,204	24,548,706
標準給付費	7,360,580	7,752,400	8,152,610	23,265,590
地域支援事業費	419,847	428,675	434,594	1,283,116
保険料基準額月額（基金投入前）				5,824
介護給付費準備基金取崩額				430,000
保険料基準額月額（基金投入後）				5,400

## ④ 第1号介護保険料（所得段階別保険料額：平成30年度～平成32年度）

保険料段階	対象者	保険料率	月額（円）	年額（円）
第1段階	世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方 および生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.45	2,430	29,100
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額× 0.65	3,510	42,100
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない方	基準額× 0.75	4,050	48,600
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.875	4,725	56,700
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、第4段階に該当しない方	基準額	5,400	64,800
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.175	6,345	76,100
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額× 1.275	6,885	82,600
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額× 1.45	7,830	93,900
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	基準額× 1.50	8,100	97,200
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額× 1.60	8,640	103,600
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額× 1.75	9,450	113,400
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額× 2.00	10,800	129,600
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額× 2.15	11,610	139,300
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額× 2.30	12,420	149,000
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額× 2.45	13,230	158,700

---

## ⑤ 平成37（2025）年度の展望

高齢者人口の増加により、給付費は今後も増加していくことが予想されます。第7期事業計画策定時点で保険料基準額は、平成37年度 7,600円と推計されています。

## （8）介護保険制度を円滑に運営するための方策

### ① 給付適正化事業

（3）の介護給付等に要する費用の適正化への取り組みおよび目標設定で挙げた事業を推進し、事業者や市民の方に対して適正なサービスの利用についての意識の醸成を図ります。

### ② 介護事業者の指導

市では、介護サービス利用者の方が適切なサービスを受けられるように、介護サービス事業者に対して、運営基準の遵守やサービスの安全性の確認等を指導していきます。

地域密着型サービスや、居宅介護支援事業所の指定更新時に実地指導を行い、サービスの質の確保を図ります。

### ③ 介護保険利用支援の充実

利用者の方々が円滑にサービスを利用できるよう介護保険パンフレットの配布や介護サービス利用ガイドブックの作成、ホームページの充実等を行い、介護保険制度の理解を深めるための情報提供を行うとともに、総合的な相談窓口である地域包括支援センターのさらなる周知に努めます。

### ④ 保険料・利用料の負担軽減に向けた配慮

#### ア 保険料での配慮

##### （ア）多段階化の推進

第6期は、本人・世帯の課税状況と合計所得金額・課税年金収入額に応じて、保険料段階の多段階化が進められ、国標準は9段階ですが、市では15段階に設定しました。第7期も同様に、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定するため、15段階とします。

##### （イ）介護保険料の減免制度

災害により住居等に損害を受けた場合、生計中心者の方の収入が急激に減少した場合、生計困難な場合等に介護保険料の減免を行います。

### (ウ) 公費による低所得者負担割合の軽減

世帯非課税（第1段階から第3段階まで）については、公費による負担軽減の仕組みが導入された場合には、さらなる負担軽減が可能となります。

## イ 利用料での配慮

### (ア) 介護保険訪問介護等利用者負担助成

訪問介護等の利用者（助成対象者に制限あり）の方に対して、低所得者の方の負担緩和の観点から、市がその一部を助成し自己負担額を軽減します。

### (イ) 特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）

低所得の要支援・要介護の方が、施設サービスや短期入所サービスを利用した際に自己負担する食費・居住費の金額が過大とならないよう、利用者負担限度額を設け、その限度額と基準費用額の上限との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）として支給します。

### (ウ) 高額介護（介護予防）サービス費の支給

要支援・要介護の方の1か月の利用者負担額が規定の限度額を超えた場合には、超えた分について「高額介護（介護予防）サービス費」を支給し自己負担額の軽減を図ります。

### (エ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

医療保険制度に加入している世帯に介護保険サービスの利用者の方がいる場合で自己負担額が著しく高額になる場合（医療・介護保険の自己負担額を合算した年間の合計額が年間の限度額を超えた場合）には、超えた分を高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給します。

### (オ) 生計困難者の方に対する利用料の負担軽減制度

サービス利用料の軽減を行う旨を申し出ている介護保険サービス提供事業者のサービスを生計困難者の方が利用する場合、自己負担額を軽減します。なお本制度は、被保険者の方からの申請に基づき、市で定めた一定の要件によって生計が困難であると認められた方が対象となります。

## ⑤ 介護人材の確保・育成

市認定ヘルパー、市デイサービス認定サブスタッフ等の各種養成講座等を通じて、高齢者の方を支える担い手を養成し、人材確保・育成を図ります。

また、介護職員初任者研修を受講し修了した方に受講料等の一部を助成することにより、人材の育成を図ります。（市介護職員初任者研修支援事業）

そのほか、国（ハローワーク）と連携し、介護人材募集の周知に努めるとともに、東京

---

都と連携し、介護職員等の育成に関する講座等や介護人材確保に関する事業等の周知を図り、介護人材の確保を図ります。

## ⑥ 適切な事業所指定

改正法によって、地域密着型通所介護の指定申請があった場合に、指定を拒否できることとなりました。また、東京都が指定を行う事業所の指定に関しても、意見を提出することができます。

市では、各サービスの充足状況を勘案しながら、適切に地域密着型サービスの指定を行うとともに、東京都が指定を行うサービスについても、必要に応じ意見を提出していきます。

# 8 計画の推進

## (1) 計画の推進体制

介護保険・高齢者保健福祉事業は、福祉、保健、医療、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具体化して、関係する施策を効果的かつ計画的に推進していくためには、関係各機関が緊密に連携して取り組むことが必要です。

また、計画の推進には市民、行政、地域の各種団体、医療機関、教育機関、職域等との連携協力が必要です。本計画を広く市民に周知するとともに、事業の推進にあたっては、事業者・関係機関等との役割分担を明確にして協働であたることが必要です。

- ① 介護保険運営協議会の充実
- ② 医師会等の関係機関との連携
- ③ 広域的な連携と国・都への働きかけ

## (2) 計画の評価方法

市では、地域包括ケア「見える化」システムや、各種調査の結果を活用し、自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組みと目標の進捗状況を検証します。また、施策の事後評価等を行い、改善を行うPDCAサイクルを確立します。



---

## 第2期小金井市保健福祉総合計画 概要版

発行年月：平成30年3月

発行：小金井市

編集：小金井市福祉保健部

〒184-8504

小金井市本町六丁目6番3号

担当：福祉保健部地域福祉課地域福祉係

電話：042-387-9915 FAX：042-384-2524

---

古紙配合率70%以上、植物性インクを使用しています。